

○北海道警察本部自家用電気工作物保安規程

北海道警察本部訓令第22号

平成12年9月22日

改正 平成17年3月31日警察本部訓令第11号、22年3月31日第6号、24年3月23日第11号、27年3月23日第11号、令和2年3月13日第4号

北海道警察本部自家用電気工作物保安規程を次のように定める。

北海道警察本部自家用電気工作物保安規程

北海道警察本部自家用電気工作物保安規程（平成7年北海道警察本部訓令第18号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 保安業務の運営管理体制（第3条—第9条）
- 第3章 保安教育（第10条・第11条）
- 第4章 工事の計画および実施（第12条・第13条）
- 第5章 保守（第14条—第16条）
- 第6章 運転又は操作（第17条）
- 第7章 災害対策（18条・19条）
- 第8章 記録（第20条）
- 第9章 雑則（第21条—第25条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づき、北海道警察本部庁舎、北海道警察本部航空隊庁舎及び新築工事中の北海道警察の施設（同一構内に受電中の建物その他の工作物がある場合を除く。以下「本部庁舎等」と総称する。）に設置する自家用電気工作物（法第38条第4項に規定する自家用電気工作物をいう。以下「電気工作物」という。）の工事、維持及び運用に関する基本的事項を定めることにより、電気工作物の保安の確保に万全を期することを目的とする。

（責任の分界点）

第2条 電気事業者との保安上の責任分界点は、電力需給契約書に基づく責任分界点とする。

第2章 保安業務の運営管理体制

（総括責任者）

第3条 本部庁舎等の電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の業務の総括管理を行うため、総括責任者を置き、北海道警察本部総務部長をもって充てる。

2 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための組織は、別表のとおりとする。

（主任技術者の選任）

第4条 総括責任者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、職員のうちから、法第43条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）を選任しなければならない。

2 総括責任者は、前項の規定により主任技術者を選任したときは、直ちに、その旨を法第43条第3項の規定に基づき所管官庁に届け出るものとする。これを解任したときも、同様とする。

3 総括責任者は、必要に応じ、電気工作物の保安業務に従事する者（以下「保安職員」という。）及びその業務分担を定めておかななければならない。

（主任技術者の職務）

第5条 主任技術者の保安監督の職務は、次のとおりとする。

(1) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者に対する保安教育に関すること。

(2) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため巡視、点検及び検査に関すること。

(3) 電気工作物の運転又は操作に関すること。

(4) 災害その他非常の場合に採るべき措置に関すること。

(5) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安についての記録に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保に関すること。

2 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行わなければならない。

（総括責任者の義務）

第6条 総括責任者は、電気工作物に関する保安上の重要な事項を決定し、又は実施しようとするときは、主任技術者の意見を求めるものとする。

2 総括責任者は、主任技術者の電気工作物に係る保安に関する意見を尊重するものとする。

3 総括責任者は、法又は法に基づく命令（以下「法令」という。）に基づいて所管官庁に提出する書類の内容が電気工作物に係る保安に係る関係のある場合には、主任技術者の参画のもとにこれを立案し、決定するものとする。

4 総括責任者は、所管官庁が法令に基づいて検査を行う場合には、主任技術者を立ち会わせるものとする。

（保安職員の義務）

第7条 保安職員は、主任技術者がその保安のためにする指示に従わなければならない。

（主任技術者不在の時の措置）

第8条 総括責任者は、主任技術者が病気その他やむを得ない事由により不在となる場合において、その職務を代行する者（以下「代務者」という。）をあらかじめ指名しておかななければならない。

2 代務者は、あらかじめ主任技術者から指示された職務を誠実に行わなければならない。

（主任技術者の解任）

第9条 総括責任者は、主任技術者が次の各号のいずれかに該当する場合は、解任することができる。

- (1) 人事異動等により解任の必要が生じたとき。
- (2) 主任技術者が病気による欠勤等の理由により、その職務を行うのに不相当と認められたとき。
- (3) 主任技術者が法令若しくはこの訓令に違反し、又はその職務を怠って、保安の確保上不相当と認められたとき。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 総括責任者は、保安職員に対し必要な保安教育を行うものとする。

2 前項の保安教育の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保について必要な知識の習得及び技術の向上に関する事項
- (2) 災害時の措置に関する事項
- (3) その他保安に関し必要な事項

(保安に関する訓練)

第11条 総括責任者は、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生したときの応急措置について、必要に応じ実地指導訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画および実施

(工事計画)

第12条 総括責任者は、電気工作物の設置又は変更の工事計画を立案するに当たっては、あらかじめ主任技術者の意見を求めるものとする。

2 主任技術者は、電気工作物の安全な運用を確保するため、電気工作物の主要な修繕工事及び改良工事（以下「保守工事」という。）の計画を立案し、総括責任者の承認を求めなければならない。

(工事の実施)

第13条 総括責任者は、電気工作物に関する工事の実施に当たっては、主任技術者の監督の下にこれを施工させるものとする。

2 電気工作物に関する工事を他の者に請け負わせる場合には、総括責任者は、その工事の保安責任の所在を明確にし、その保安の確保に支障のないよう措置させるとともに、工事が完成した場合には、主任技術者に必要な検査をさせ、保安の確保上支障のないことを確認して引き取るものとする。

第5章 保守

(巡視、点検及び測定)

第14条 電気工作物の保安のための巡視、点検及び測定は、総括責任者が別に定める基準に従い、主任技術者において総括責任者の承認を経て計画的に実施しなければならない。

(修理、改造等)

第15条 主任技術者及び保安職員は、巡視、点検及び測定の結果、法令に定める技術基準に適合しない事項が判明したときには、当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の再発防止)

第16条 主任技術者及び保安職員は、電気工作物に事故その他異常が発生したときは、必要に応じ速やかに検査し、その原因を究明した上、再発防止に必要な措置を採らなければならない。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作等)

第17条 総括責任者は、平常時及び事故その他異常時における遮断器、開閉器その他の機器の操作順序、方法等について定めておかななければならない。

2 前項の操作順序、方法等については、受電室その他必要な箇所に提示しておかななければならない。

3 主任技術者若しくは代務者又は保安職員は、事故その他異常が発生した場合には、あらかじめ定められた事故の軽重の区分に従い、所定の関係先に迅速に報告若しくは連絡し、又は指示を受け適切な応急措置を採らなければならない。

4 前項の規定による連絡又は報告すべき事項及び経路は、受電室その他見やすい場所に掲示しておかななければならない。

5 受電用断路器の操作に当たっては、必要に応じ電気事業者に連絡するものとする。

第7章 災害対策

(災害対策)

第18条 暴風、豪雨、洪水、地震、火災等の原因により生ずる被害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合における電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保については、別に定めがあるもののほか、この訓令の定めるところによる。

2 保安職員は、災害が発生したときは、速やかに主任技術者に連絡し、その指示を受けるものとする。

(送電停止)

第19条 主任技術者又は保安職員は、災害時の発生に伴い、送電を継続することが保安上危険と認められるときは、直ちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記録

(記録)

第20条 主任技術者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する次に掲げる事項について、記録し、必要な期間保存しておかななければならない。

- (1) 工事に関する事項
- (2) 巡視、点検及び測定に関する事項
- (3) 運転及び操作に関する事項
- (4) 保守工事に関する事項
- (5) 事故及び災害に関する事項

2 前項の規定による記録及び保存に関し必要な事項は、総括責任者が定める。

第9章 雑則

(危険の表示)

第21条 主任技術者は、受電室その他高圧電気工作物が設置されている場所であって、危

険のおそれのあるところには、その旨を人の注意を喚起する方法で表示しなければならない。

(測定器具類の整備)

第22条 主任技術者は、電気工作物の保安上必要とする測定器具類を整備し、これを適正に保管しなければならない。

(設計図書類の整備)

第23条 主任技術者は、電気工作物の新設、増設、改造等が行われた場合における設計図、仕様書、取扱説明書等については、これを整備し、必要な期間保存しなければならない。

(手続種類等の整備)

第24条 主任技術者は、関係官庁、電気事業者等に提出した書類及び図面その他主要文書については、その写しを整備し、必要な期間保存しなければならない。

(所管官庁への届出)

第25条 法の規定による所管官庁への届出又は申請は、総括責任者が行う。

2 この訓令に定めるもののほか、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安について必要な事項は、総括責任者が定める。

附 則

この訓令は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年警察本部訓令第6号)

この訓令は、平成22年3月31日から施行する。

附 則 (平成24年警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年警察本部訓令第4号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

※ 別表は省略